

令和8年第1回蔵王町農業委員会総会議事録

第1回蔵王町農業委員会総会は、令和8年1月26日蔵王町役場大会議室に招集された。

出席農業委員は次のとおりである。

1番 阿部 枝 織	2番 平 間 拓 也	3番 相 澤 国 弘
4番 勅使瓦 幸 一	5番 我 妻 壮 一	6番 村 上 利 雄
7番 杉 山 由美子	8番 平 間 栄	9番 山 家 一 彦

計9名

出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

1番 三 沢 敏 朗	2番 我 妻 敬一郎	3番 齋 藤 秀 俊
4番 村 上 智 彦	6番 伊 藤 政 美	7番 平 間 昭 男
8番 鈴 木 好 和	9番 大 谷 啓 一	10番 川 村 富士男
11番 佐 藤 勝 浩	12番 佐 藤 雄 一	

計 11 名

欠席農業委員は次のとおりである。

※全員出席

欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

5番 大 和 憲 男 13番 伊 藤 杜 夫

事務局職員は次のとおりである。

事務局長 山 家 信 行
書 記 佐 藤 和 博 齋 藤 真 澄

本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（参与制限）
日程第4 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第5 第4号議案 非農地証明願について

蔵王町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、農業委員の過半数が出席したので、会議が成立した旨を述べ、第1回蔵王町農業委員会総会の開会を宣言した。（午後1時30分）

議	長	これより会議を開きます。
議	長	只今の出席委員は農業委員 8 名、推進委員 11 名であります。3 番相澤国弘委員は遅れるとのこととあります。5 番大和憲男推進委員、13 番伊藤杜夫推進委員からは欠席の連絡がありました。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
議	長	これより、令和 8 年第 1 回蔵王町農業委員会総会を開催いたします。
		本日の議事日程はお手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を進めます。
議	長	日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録指名委員は、蔵王町農業委員会会議規則第 27 条第 3 項の規定により、議長が 2 名を指名することにご異議ございませんか。
		[異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって、1 番阿部枝織委員、2 番平間拓也委員の 2 名を指名いたします。
議	長	日程第 2 第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事務局 長		[事務局長朗読により説明]
事務局 長		(説明後に) なお、今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりであります。また、現況等については 3 名の委員により現地調査済であります。
議	長	それでは現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。
		[5 番委員により現況報告]
議	長	説明と報告が終わりましたので質問を許します。質問ございませんか。
		[なしの声あり]
議	長	質問がございませんので採決いたします。日程第 2 第 1 号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
		[異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって第 1 号議案は原案のとおり承認されました。
議	長	次の日程第 3 第 2 号議案は、議事参与の制限がございます。[] 推進委員の退席を求めます。
		[] 推進委員退席]
議	長	日程第 3 第 2 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について（参与制限）」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事務局 長		[事務局長朗読により説明]
事務局 長		(説明後に) なお、今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりであります。また、現況等につきましては、3 名の委員

議 長	により現地調査済であります。
議 長	それでは現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。 [5番委員により現況報告]
8 番 委 員	説明と報告が終わりましたので質問を許します。質問ございませんか。 5番委員より「荒れていて大変なところである」との報告がありましたが、この場所は圃場整備の予定になっている場所でしょうか。
5 番 委 員	予定になっています。
8 番 委 員	是非、早く圃場整備をして、耕作しやすいようにして頂ければと思います。
5 番 委 員	旧国道の北側を中心に行う計画です。
8 番 委 員	向山地区の一番の問題は圃場整備ですので、是非、早く進めてもらうようよろしくお願いします。
議 長	他に質問はございませんか。 [なしの声あり]
議 長	質問がございませんので採決いたします。日程第3第2号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。 [異議なしの声あり]
議 長	異議なしと認めます。よって第2号議案は原案どおり承認されました。■ ■推進委員の入場を許可します。 [■推進委員入場]
議 長	日程第4第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事 務 局 長	[事務局長朗読により説明]
事 務 局 長	(説明後に) なお、今回の申請は、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりであります。現況等につきましては、3名の委員により現地調査済であります。
議 長	それでは現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。 [5番委員により現況報告]
議 長	説明と報告が終わりましたので質問を許します。質問ございませんか。
7 番 委 員	申請番号1番と2番について、利用期間が21年になっていますが、それ以後は何に使われるのでしょうか。
事 務 局	「利用期間」の欄に「21年」と記載していますが、太陽光パネルの耐用年数が21年になっているということで、記載の利用期間になっています。申請人からは、「21年経過した後、撤去しますがその後について、今のところは継続するのであればもう一度、太陽光パネルを設置する。もしくは撤去してそのまま更地にしておきます。」という説明でありました。なお、「期限がくる21年後までのうちに考えておきたい」という話しも伺っています。
議 長	撤去の計画は出ているのですか。

事 務 局	撤去につきましては、外部積み立てで電気を売買している中で積み立てを行い、撤去費用に充てるという計画になっています。耐用年数が21年ですので一度、撤去するということでもあります。
議 長	「自由業」というのは何ですか。
事 務 局	この件につきましては、一般的に「フリーランス」と呼ばれるものであります。特定のところには所属しないで各方面で一時的に所属して、事業が終わったらまた別のところに行くというものであります。
8 番推進委員	年齢が[REDACTED]になっていますが、後継者はいるのですか。
事 務 局	この件につきましては、土地を購入するのが申請者で、実際に太陽光関係としましては、息子が経済産業省から認定を受けて事業を実施しますので、「父から子へ」という形になっています。
8 番 委 員	21年間とありますが、私の地元に大型の太陽光パネルを設置している社長に聞いたところ、「変電設備が20年しか耐用年数がない。パネルは25年ある。」と聞いています。「20年経過したら全部解体して外国に売る」という計画のようです。そういうことを聞くと、20年後、25年後に本当に解体してもらえればいいのですが。買ったのだから自分の土地でありますので、逃げたりはしないのしょうけれども、その後の指導は農業委員会ではできないと思いますが、どうなのでしょう。農地でなくなるので、どのように活用してもいいと思いますが。放置しておいて何か問題が出てくることあるのかと思ったものですから。そういうことを考えている人もいますので、見守るしかないのかなと思います。
事 務 局	その件につきましては、許可証を交付する条件として、毎年、報告書を提出するようにすることなどの条件を附して許可するように考えています。また、21年後に撤去されない場合、許可要件に違反しているということになります。毎年、報告書の提出を求めることや、撤去することを許可要件に記載することで申請者に対しての抑止力になるのではないかと考えています。
議 長	他に質問はございませんか。
議 長	[なしの声あり]
議 長	質問がございませんので採決いたします。日程第4第3号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
議 長	[異議なしの声あり]
議 長	異議なしと認めます。よって第3号議案は原案のとおり承認されました。
議 長	日程第5第4号議案「非農地証明願について」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事 務 局 長	[事務局長朗読により説明]
事 務 局 長	(説明後に) なお、現況等につきましては、3名の委員により現地調査済であります。
議 長	それでは現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。

議	長	[5番委員により現況報告]
議	長	説明と報告が終わりましたので質問を許します。質問ございませんか。 [なしの声あり]
議	長	質問がございませんので採決いたします。日程第5第4号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。 [異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり承認されました。
議	長	以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。慎重なご審議に感謝申し上げます。(午後2時7分)

本日の議事録は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

令和 8 年 1 月 27 日

議長

山家 一彦

1番

阿部 枝織

2番

平間 拓也